

# 熊本地震におけるみなし仮設住宅居住者の生活問題

Living Problems for Residents of Government-Rented-Privately-Owned-  
Houses-as-Temporary-Housing:  
A Case of the 2016 Kumamoto Earthquake

稲月 正

北九州市立大学 地域創生学群  
『地域創生学研究』 第4号 2021年3月

熊本地震におけるみなし仮設住宅居住者の生活問題  
Living Problems for Residents of Government-Rented-Privately-Owned-  
Houses-as-Temporary-Housing:  
A Case of the 2016 Kumamoto Earthquake

稲月 正  
Tadashi INAZUKI

<要旨>

本稿は、熊本地震においてみなし仮設に入居した人たちがどのような生活上の問題を抱えていたのかを明らかにし、生活支援の方向性を考えることを目的とする。大規模災害後の仮設住宅設置において、近年、みなし仮設の比率が高まっている。この傾向は、みなし仮設がもつメリットゆえに今後も進んでいくと予想される。しかし、みなし仮設にはデメリットも指摘されてきた。調査からは、熊本地震で大きな被害を受けた益城町のみなし仮設居住者が、経済的困窮、社会的孤立、心身の健康面などで顕在的、潜在的に高いリスクを抱えていたことが示された。また、住居や生活費などについて相談したい人は多かったが、相談したいことがあった人のうち6割以上の人は相談していなかった。自分のまわりに頼れる人がいないと答えた人も約3割いた。眠れないほどの不安を感じている人は約2割、漠然とした不安を抱えている人も4割以上に上っていた。このような状況を踏まえ、①個人や世帯の状況に応じた包括的かつアウトリーチ型の相談支援、②みなし仮設居住者のコミュニティ形成支援が必要であることを示した。これらは菅野拓が述べているように、平時の生活困窮者支援の仕組みと組み合わせることが重要である。

<キーワード>熊本地震、みなし仮設、災害ケースマネジメント、よか隊ネット熊本、  
地域支え合いセンター

1. 本稿の目的と社会的背景

1.1 目的

2016年4月14日21時26分、熊本地方を震源とするマグニチュード6.5（最大震度7）の地震が発生した（前震）。その28時間後の4月16日1時25分には、同じく熊本地方を震源とするマグニチュード7.3（最大震度7）の地震が発生した（本震）。〔平成28年（2016年）

熊本地震」と名づけられたこの地震は、1949年の地震観測法の改正以後、震度7を観測した地震としては、阪神・淡路大震災(1995年)、新潟県中越地震(2004年)、東日本大震災(2011年)につづく4例目(九州地方では初)の大地震であった。

熊本地震の特徴は、①2度の大きな地震(前震と本震)が約1日の間をあけて発生したこと、②震度6を超える地震が前震後に2回、本震後に3回発生し、その後も非常に多くの余震が継続的に発生したこと、③熊本県から大分県にかけての3つの断層帯にそって広範囲に地震が発生し、都市部と農村部ともに被害を受けたことなどである。

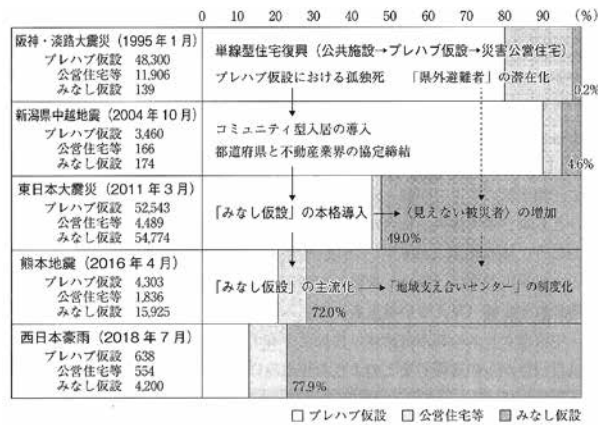
だが、熊本地震は、このような地震としての特徴だけでなく、今後の震災支援を考える上で重要な点をいくつも提示した震災であった。その一つが、発災後、みなし仮設住宅<sup>1</sup>に入居した人びと(以下、みなし仮設居住者)の多さである<sup>2</sup>。本稿の目的は、このみなし仮設居住者がどのような生活上の問題を抱えていたのかを明らかにすること(2節)、それをもとに支援の方向性を考えることにある(3節)。

## 1.2 社会的背景

### 1.2.1 みなし仮設の主流化

まず、なぜみなし仮設居住者の生活問題に着目するのかについて確認しておこう。

第1の理由は、災害による大規模な住宅喪失が毎年のように発生する中、仮設住宅の中でみなし仮設が占める比率が高まっていること、そして、その傾向は今後も進むと予想されるからである<sup>3</sup>。齊藤康則によれば、みなし仮設が本格的に導入されたのは、図1に



注：各災害での仮設住宅数の出典については(齊藤 2019:130)を参照のこと。  
出典：(齊藤 2019:130)

図1 平成年間の仮設住宅の件数推移と政策展開

示すように、東日本大震災（2011年3月）からである<sup>4</sup>。それ以後の大規模災害では、みなし仮設化はさらに進み、仮設住宅全体に占める割合は熊本地震では72.0%、西日本豪雨（2018年7月）では77.9%にのぼっている（齊藤 2019:129-30）。

このように、みなし仮設が主流化していった背景には、それが持ついくつかのメリットがあった。

まず、被災者が早期に入居できることである。プレハブ仮設（建設型応急住宅）の場合、建設用地の確保から住宅の完成までかなりの時間を要する。それに対して、みなし仮設は、既存の住宅を借り上げて提供する形をとるので、物件さえあれば提供までに時間がかからない<sup>5</sup>。住宅は生活を営む基盤である。「ハウジングファースト（まずは安心できる住まいから）」という言葉もあるように、生活困窮者支援においても住宅確保は最初になされるべきことである。住宅を拠点として人は仕事に行ったり、買い物をしたり、休息をとったりする。そうした生活の基盤の早期確保はきわめて重要だ。

また、世帯にあった物件が選べることもメリットである。米野史健は、岩手県や仙台市でのアンケート調査から「全体に借上型は建設型よりも広い物件が多く、入居人数との関係を見ても見合った広さが得られている」と述べている（米野 2015:28）。

さらに、コスト面でのメリットも大きい。会計検査院の報告書（2012年）によれば、みなし仮設を2年間提供する際に必要な費用は約183万円である。他方、厚生労働省の調べでは、東日本大震災後、実際に建設されたプレハブ仮設の単価は約617万円（岩手県）、約730万円（宮城県）、約689万円（福島県）であった<sup>6</sup>（岡田 2015:33-4）。費用総額の差は、被災者数が増えるほど拡大するだろう。

## 1.2.2 みなし仮設のデメリット

その反面、東日本大震災において、みなし仮設にはさまざまなデメリットがあることも指摘されてきた。みなし仮設が主流化していく中で、それにいかに対応するかは被災者の生活支援を考える上で重要な課題となる。これがみなし仮設住民の生活問題に着目する第2の理由である。

デメリットの第1は、社会的孤立の進行である。もちろん、これは避難所、プレハブ仮設、在宅避難にも共通する課題だ。しかし、阪神・淡路大震災で「孤独死」が多く発生した事への反省もあって、新潟県中越地震（2004年10月）以降、プレハブ仮設住宅の建設については「被災集落の近くに仮設団地を建設して集落単位の入居を推進するなどコミュ

ニティ重視の住宅復興政策」がとられるようになった<sup>7</sup>（齊藤 2019:131）。また、プレハブ仮設には支援物資が集まりやすく、集会所なども設置されている。ボランティアによる催しの開催など社会関係面での支援も展開しやすい。芸能人などの慰問行事の多くはプレハブ仮設を舞台に開催されてきた（岡田 2015:35）。

それに対して、みなし仮設住民は既存の住宅に転居する形となるため、以前に住んでいたコミュニティからの切断が生じやすく、社会的孤立に陥るリスクは相対的に大きい。岡田広行によれば、東日本大震災の際、みなし仮設居住者が親睦の場として集会所を設けようとしても、行政からの家賃補助の仕組みはなかった。また、個人情報保護の壁もあり住民同士のつながりやボランティアとのかかわりも難しく、「取材で訪問したみなし仮設居住者の多くが、地域から切り離された避難生活の寂しさや心細さを訴えた」という（岡田 2015:35-7）。社会的孤立は相談できる人や情報をくれる人の不在も意味する。生活再建や社会保障に関する制度が申請主義と縦割りで運用されている中、励ましてくれたり、情報をくれたり、制度につないでくれたりする人の不在は、生活の困窮化にも直結する。さらに、社会的孤立は生きていく意欲の喪失ももたらす（Durkheim 1897=1985）。

第2に、経済的困窮である。これも避難所、プレハブ仮設、在宅避難とも共通する課題ではあるが、遠方のみなし仮設に引っ越す場合には仕事を辞めざるを得ないこともある。菅野拓が2012年と2014年に仙台市内のみなし仮設居住者に対して行った調査<sup>8</sup>によれば、完全失業率は2012年調査で19.2%、2014年調査では13.7%となっており、東北地方全体の完全失業率と比較しても非常に高かった。また2012年調査では前住地による有意な差もみられ、福島県や宮城県（仙台市を除く）からのみなし仮設居住者の完全失業率は、仙台市で被災した人のそれと比べて高かった（菅野 2015:49）。被災、遠距離転居、失業がセットで生じていることが示唆される。

同調査によれば、世帯収入の減少も顕著である。2012年調査において、みなし仮設居住者の被災前・直後（2010年度）の平均世帯収入は302.7万円であったが、2011年度のそれは273.6万円であり、9.6%のマイナスとなっている。2014年調査でも、被災前・直後と比べ2013年度の世帯収入は6.6%のマイナスであった（菅野 2015:50）。

第3に、心理的な不安の増大や身体的な健康の悪化である。住宅再建、進学、就職、ローン返済など将来の見通しが不透明なままでの生活は、心身に過大なストレスを与える。生活の困窮化は、さらに拍車をかける。また、知り合いのいない地域での慣れない生活は、身体的な健康や精神的なストレスを増幅させるだろう。

以上のような生活面でのデメリットは、みなし仮設という形態そのものが地域住民にとって「見えにくい」存在であることにもよる。個人情報保護との兼ね合いから地域の見守りの仕組みからも抜け落ちやすい。東日本大震災でも「みなし仮設居住者の所在は、自治体および高齢者の見守りなどの事業の委託を受けた社会福祉協議会など一部の団体しか把握」していなかった（岡田 2015:34-5）。みなし仮設居住者の側も、見知らぬ土地での一時的な居住者としての立場であれば、積極的に地域に関わることも難しい。みなし仮設居住者は「見えない被災者」となりやすいのである（齊藤 2019:129）。

第4に、制度ならびに制度運用上の問題もある。これはみなし仮設それ自体にかかわるものではないが、みなし仮設居住者の生活上の問題に対して制度が追いついていないこともある。たとえば、みなし仮設の住み替えは原則として認められていない（転居すると制度適用から外れる）。障がいや健康上の理由など、やむを得ない事情が認められなければ転居できない。だが、そうした原則や「例外ルール」を知らない人も多い（岡田 2015:39-40）。このような制度レベルの問題<sup>9</sup>は、社会的孤立、経済的困窮、不安や心身の健康の悪化といった個人・世帯レベルの問題と直接・間接的に相互に関連しているのである。

## 2. みなし仮設居住者が直面した生活上の問題

### 2.1 みなし仮設居住者調査の概要

このように東日本大震災において、みなし仮設には（メリットと同時に）さまざまなデメリットが指摘されていた。では、熊本地震においてはどうかだったのだろうか。調査データをもとに、みなし仮設居住者が直面していた生活上の問題について確認しておこう。

まず、調査の概要について述べておく。この調査は、益城町地域支え合いセンター<sup>10</sup>からみなし仮設居住者への訪問と見守り支援を受託した一般社団法人よか隊ネット熊本<sup>11</sup>（以下、よか隊ネット熊本）が、支援開始直後の対象者の状況やニーズを把握するために行ったものである。一般に時間の経過とともに被災者の状況やニーズは変化するが、ここでの結果は、みなし仮設居住者の入居当初の生活問題を示したものである。調査方法は、郵送法と面接法の併用であった。なお、回答いただいた356名のうち12月17日までに面接できたのは163名であった。筆者は、よか隊ネット熊本からの依頼を受け、その第1次集計を行った。調査概要は、表1の通りである。

表1 みなし仮設居住者調査（益城町）の概要

調査期間	有効対象者数	有効回答者数	回収率
2016年10月～12月 (調査票回収日：10月28日～12月17日)	970 (郵送数：1,032 / 宛先不明による返送等：62)	353	36.4%

なお、熊本県の資料によれば、熊本地震におけるみなし仮設住宅の戸数は、2016年12月28日時点で12,568であった。そのうち益城町民の申込数は1,387件であった<sup>12</sup>（入居者数は3,713人）。本調査の対象者数は970であり、みなし仮設で生活する益城町民世帯をかなりの程度カバーしている。ただし、回収率は36.4%と低いため、この調査データは必ずしも益城町で被災したみなし仮設居住者全体の傾向を示しているとは言えないことには注意が必要である。

回答者の年齢は、表2に示す通りである。「60～69歳」が32.6%で最も多く、次いで「50～59歳」の18.7%、「70～79歳」16.4%の順であった。60歳以上は56.1%を占めた。

世帯構成（表3）では「夫婦のみ」が31.4%、「両親と子ども」が26.1%であった。一方、社会的孤立のリスクが高いとされる「単身世帯」は15.6%、経済的困窮に陥りやすい「母子世帯」は14.2%を占めていた。また、「単身世帯」（55人）の年齢構成（右端の表）からは、「単身世帯」の61.8%が60歳以上であること、「80～89歳」の単身者が12.7%を占めていることもわかる。これらのことから、みなし仮設居住者は健康面や生活困窮といった面で高いリスクを持つ人々であることがうかがわれる。

表2 年齢

年齢	人数	%
20～29歳	9	2.5
30～39歳	31	8.8
40～49歳	48	13.6
50～59歳	66	18.7
60～69歳	115	32.6
70～79歳	58	16.4
80～89歳	25	7.1
不明・無回答	1	0.3

56.1%

表3 世帯構成

世帯構成	人数	%
単身	55	15.6
夫婦のみ	111	31.4
母子	50	14.2
父子	2	0.6
両親と子ども	92	26.1
三世帯同居	24	6.8
その他	11	3.1
不明・無回答	8	2.3

単身者の年齢	人数	%
20～29歳	1	1.8
30～39歳	7	12.7
40～49歳	4	7.3
50～59歳	9	16.4
60～69歳	14	25.5
70～79歳	13	23.6
80～89歳	7	12.7

61.8%

## 2.2 収入の減少

次に、震災による主たる家計維持者の収入の変化について見てみよう。表4に示すとおり、変化が「ある」と答えた人は24.9%、「ない」が68.8%、「不明・無回答」が6.2%であった。

表4 収入の変化

収入の変化	人数	%
ある	88	24.9
ない	243	68.8
不明・無回答	22	6.2

なお、「ある」と答えた人には、その内容を自由記述で書いてもらったが、そのほとんどは失業、残業の減少、雇用形態の変化、農作物の収穫減などによる収入減であった。具体的には、以下のようなものである<sup>13</sup>。

- ・給食の仕事をしてしたが、病院が閉鎖され仕事がなくなった。
- ・職場が被災して解雇となった。
- ・正社員だったが臨時社員に変更になった。
- ・残業が減り、収入も減った。
- ・震災による疲労、不安の為、出勤数が減り月額2～3万減。
- ・妻が勤めていたが、地震によりケガをして入院したため仕事を失った。
- ・仕事をやりたくなくなった。
- ・住居内の家財道具等の処分や片付けで長期的に仕事ができず収入減。
- ・いろいろな手続き等のため、仕事を休むことが増えました。
- ・自営業だったが地震で職場が全壊した為、失業中。収入は皆無です。
- ・就労日数が減り困っている。
- ・会社員から業務委託に変更。
- ・震災で怪我をしたため、しばらく仕事ができませんでした。
- ・農業機械類や水田の被災により稲など作物の植えつけは半減しました。
- ・農作物の収量減少により収入も減少した。

そのほか、家財や衣類等を新たに購入せねばならず生活が苦しい、家賃は2年間支払われるものの共益費や駐車場代は本人負担となるため実質的に生活が苦しくなった、との回答もあった。

### 2.3 相談したいことや頼れる人の有無

生活が苦しい時、相談先や頼れる人の存在は重要である。みなし仮設居住者は、どのようなことを相談したいと考えていたのだろうか。また、相談できる人や機関はあったのだろうか。

表5は、相談したいこと(複数選択)を示したものである<sup>14</sup>。相談したいことが「特にない」



人は約半数の147名（50.3%）であった。その一方で、相談したいことが1つ以上「ある」人は131名（44.9%）いた。相談したいこととして最も多かったのは「住居」に関することで37.8%（108名）、次いで「お金」に関することの12.0%（35名）であった。

だが、注目すべきは、表6に示すとおり、相談したいことが「ある」人のうち実に65.6%にあたる86名が、実際には相談を「していない」ということである。なお、相談先として最も多かったのは「行政」だが、相談した人は23名（17.6%）しかいなかった。

表5 相談したいこと（複数回答）

	人数	%
住居	108	37.0
お金	35	12.0
仕事	14	4.8
家族	7	2.4
人間関係	3	1.0
その他	23	7.9
特になし	147	50.3

(注) %は、調査票裏面に全く回答していない人（61名）を除いた回答者（292名）に対する比率である。

表6 どこかに相談したか

	人数	%
相談していない	86	65.6
行政	23	17.6
支援団体	2	1.5
民生委員	1	0.8
その他	13	9.9

(注) %は、「相談したいことがある人」（131名）に対する比率である。

さらに、表には示していないが、自分のまわりに頼れる人がいるかどうかについては、頼れる人が「いる」人が過半数（55.1%）を示す一方で、「いない」人も28.8%いた。約3割の人は頼れる人がいないという無援状態におかれていたのである。

このような中、自由記述欄には、建物の解体や再建への不安、支援制度がよくわからないことや情報が入ってこないことへの不安などが数多く書かれていた。その一部を以下に記す。なお、丸括弧（）内の記述は筆者による補足である（以下、同じ）。

- ・早く益城に帰りたいのですが、公費解体も済まず、土地も家を建てるのはひかえたほうが良いと言われてます。新しい土地を買い、家を建て直すにしても全壊した家のローンが未だ残っているため負担が大きいです。
- ・今後、いろいろな相談事が起こると思うが、役場が分散しているのでどこに行ったらよいか分かりづらい。
- ・現在の住居に入居する際、「みなし→みなし」への移動ができないとは知りませんでした。そのため小学校への送迎がこの先も大変です。転校などは考えていないため、まだ数年あります。できれば益城町近くに住みたいと思うのですが。

- ・みなし仮設は、引っこしたら適応されないのでしょうか。「みなし→(プレハブ)仮設」への移動はできないのでしょうか。
- ・(医療費が)9月までは無料でしたが、10月からは免除されないで2週間に1回の検査の病院代がいくらかかるか心配です。1年通院しなければならないので。(2017年9月までは、医療・介護保険料および窓口負担の免除措置があったが、10月以降それがなくなることへの不安。)
- ・益城町に家を建てたいが、農振地の解除は可能なのだろうか。
- ・これからの住まいの予定も立っていません。できればまた益城に住みたいと思っていますが、町の復興はあまり進んでいないようです。将来を思うと不安で、夜よく眠れなかつたりします。
- ・みなし仮設が終了した後の生活、住居を心配しています。
- ・2年後、益城町に住めるアパートとか住居があるか心配。このままの住所で子供が中学を卒業できるか不安です。
- ・住居が全壊し、宅地の擁壁が倒壊しています。11月から住居が解体予定になっているのですが、倒壊している擁壁については公費による撤去ができるか等の情報がありません。
- ・自営で会社は修理が必要で、新たに借金しました。前の家のローンもあり、弁護士さんへ相談したが解決策はありません。毎月の支払いを減らすために80歳まで返済型の35年ローンも考えましたが、もともとの土地が2年程土地をさわれない区域らしく早目に家のローンを、という方法が不可能になりました。みなしの後すぐに行くところがあるのか、とても心配です。
- ・みなし仮設の期間が2年間しかなく、それまでに自宅の再建ができるめどが全く立ちません。2年が過ぎたらどうしたらいいのかとても不安です。昼間、高齢の母が一人でアパートにいるのでまた大きな地震があったらと思うと、それも不安です。
- ・10月末までに自宅の解体は済ませました。しかし、自宅の前の方の家は公費解体を申し込まれているため、解体の日付すらわかりません。今後家を再建しても台風の時、前の家からカワラなど飛んで来るのではと思うと再建にふみきれないでいます。
- ・宅地のクラックや崩落がすごい。今後宅地の修復にどの位の費用がかかるのか。又修復しても家を再建しても大丈夫なのか、とても不安です。これがハッキリしないと今後の事は考えられません。公費解体も大体いつごろなのかも全くわかりません。4月16

日で時間は止まったままで一歩も前に進んでいません。

他方、相談を受ける側にも、以下の記述のように、何もできない状況に置かれて苦しい思いをしている人もいた。

・民生委員をしており相談を受ける側におります。いろんな相談を受けますが、どうにもしてあげられない問題もあり、相談者に申し訳ないと思う気持ちでいっぱいです。我家も全壊で家族もバラバラになっておりますが、もっともっと厳しい生活を強いられている方々が沢山おられる事を思うと、頑張らなければ…とっています。だが、心が折れそうになる事があるのも事実です。

#### 2.4 心身の健康状態の悪化

先に見たとおり、みなし仮設居住者には高齢者が多かった。表7は、本人も含めて家族の中に健康面で不安な方がいるかどうかを示したものである。この表からわかるとおり、43.3%の人が健康面で不安を抱えていた。実際、表8に示すように、家族の中に疾病や傷害を持っている人（本人を含む）も約3割（29.7%）いた。

表7 家族に健康面で不安な人がいるか

	人数	%
いる	153	43.3
いない	191	54.1
不明・無回答	9	2.5

表8 家族に疾病や傷害がある人はいるか

	人数	%
いる	101	29.7
いない	236	66.9
不明・無回答	12	3.4

健康面での不安に加え、先に示したように、自宅の解体や再建、ローンの支払い、みなし仮設入居期間が終了した後の家賃や生活の負担など、さまざまな生活上の心配を抱えている人も多い。また、頼れる人がいない人も約3割いた。みなし仮設居住者は、地域の見守りの仕組みからも見えにくい存在である。

こうした状況の中で、精神的な不調を訴える人も多い<sup>15</sup>。表9に示すように、「不安で眠れないことがある」人は72人（20.4%）、「漠然とした不安がある」は159人（45.0%）であった（複数回答）。多くの人が、程度の差はあれ心の健康面で不安を感じていたのである。

表9 心の健康面で不安はあるか（複数回答）

	人数	%
不安で眠れないことがある	72	20.4
漠然とした不安がある	159	45.0
特にない	120	34.0
その他	19	5.4

（注）%は回答者全体（353名）に対する比率である。

精神面での不安について、自由記述欄からいくつか示しておこう。

- ・家は大規模半壊の判定でしたが、ガラス戸、サッシ戸は落ち、瓦も落ちて、住める状態ではありません。土地は割れ、断層もできて、家が傾いているので、土地の修復に400万、家の修理に1,000万以上かかるそうです。しかし、地震保険に入っていなかったため、修繕のメドが全くたちません。住宅ローンも500万ほど残っており、弁護士に相談していますが、解決は難しそうです。全く価値のない土地と家のローンをはらいつづけなければならないのです。みなしの2年間が終わったら、どうすればいいか不安でたまりません。地震以来、2、3時間おきに目が覚めて、ゆっくり眠れません。目覚めるのがこわい毎日です。
- ・家を解体することをどうしても受け入れられず、家族の中にうつを発症し通院中の人があります。
- ・ときどき将来について不安になり眠れない事があります。
- ・現在、薬を使用しているがそれでも夜中に2、3度目が覚めます。
- ・入居先のマンションの地盤にヒビがあり、建物外側にも損傷が沢山ある。次の大きな地震に不安覚え、眠りが浅いことが多い。
- ・余震が不安、犬2匹の世話がストレス。
- ・小さな地震でも「どきっ」とする。「また大きいのでは」と不安になります。
- ・益城の家（大規模半壊）はどうなるのか。益城の家においでいる猫に毎日餌はやりについていますが、自宅は解体する予定なので、どうしたらいいのか、心配です。
- ・子供が暗くなると、特に狭い風呂、トイレに1人で行くのを恐がります。
- ・4/14の恐怖で少しの物音にも敏感になり不安。
- ・妻が情緒不安定で常にイライラしている。
- ・アパートに住むのは初めてなので、落ち着かない。
- ・高齢の母84歳が環境の変化で部屋から出なくなりました。

- ・私の実家も全壊となり親の事が心配。今は仮設に入っているが、2年後どうなるのか。育った町がさら地になりさみしいです。前のアパートの住み心地が良かったので、まだ今の所にあまり慣れずにいます。ぜいたくは言えないのですが…。

高林秀明が益城町で被災したみなし仮設居住世帯（691世帯）について調査したところ、2019年2月15日時点でも、地震後に収入減などで生活状態が悪化した世帯は21.1%、健康状態が悪化した世帯は30.1%、生活・健康がいずれも悪化した世帯は10.7%であった。他方、みなし仮設から退去した世帯（867世帯）では、生活状態の悪化は12.8%、健康の悪化は16.0%、両方とも悪化は4.6%であった（『熊本日日新聞』2019.4.13朝刊）。みなし仮設居住者の生活状態や健康状態の悪化が継続していることがわかる。生活面や健康面で困難な状況に置かれている世帯ほど、みなし仮設住宅からの転居も難しくなっており、今後、生活困窮状態が固定化することも考えられる<sup>16</sup>。

## 2.5 プレハブ仮設との支援格差

先に述べたように、プレハブ仮設にくらべてみなし仮設は被災者としての姿が見えにくく、支援や情報が届きにくい。それが不公平感や見捨てられているような感覚をもたらすこともある。自由記述のいくつかを以下に示しておこう。

- ・益城町からの情報が全く入ってきません。又、仮設住宅とみなし仮設の差がありすぎます。多少はわかっていましたが、この差はとても大きいと思います。本来は（プレハブ）仮設・みなし仮設でわけるのはではなく、全壊・半壊など、持ちものを失った差で家電や生活必需品が配られるべきではないでしょうか。ニュースで（プレハブ）仮設でのサービスや炊き出し、衣類や物資の企業コラボなどを見ると、心温まる反面、自分たちは全壊したのにそんなサービス全く受けておらず、むなしくもなります。
- ・（プレハブ）仮設住宅に入居の方々には生活物資がコンスタントに来るそうです。みなし仮設ではお箸から買わなくてははいけません。（プレハブ）仮設の方々には支援団体もあるようですが、みなし仮設も同じ状況なのに、とってしまいます。
- ・新聞、ボランティア、その他もろもろは（プレハブ）仮設団地の方に向いている。私達みなし仮設はバラバラなので仕方ないと思うが…。
- ・みなし仮設に入ったら、見放されたようで、この2,3ヶ月は不安でした。

- ・(プレハブ) 仮設の場合、いろいろなことで待遇が良い話も聞きます。2年間の家賃の補償はありがたく思っていますが……。みなし仮設の2年間という期間後の住居の不安があります。子には、めまい、立ちくらみ、低血圧などがあり、色々な病院にしているがなかなか改善が見られません。進路や部活、友人関係などもあり、難しく思っています。もう一人の子は、情緒不安定で反抗期もあり、接し方に困っています。ただ、「地域支え合いセンター」「よか隊ネット」など、みなし仮設に目を向けてもらえる窓口ができたことは心強いです。
- ・仮設住宅に住んでる友達には色々支援があると聞いています。震災前、母が週2回施設を利用してリハビリをしていましたが、現在は遠くなり、アパートに昼間は一人です。ストレスもたまって精神的に良くないのでは、と気になっています。引越してから情報があまりなく、多少不安になります。
- ・(プレハブ) 仮設住宅と違い、すべてにお金がある為、(みなし仮設は) 大変だと改めて思います。ただ、今後、みなし仮設にも目を向けて頂けるようで、気持ちは少し楽になりました。
- ・地震後半年経って初めてみなし仮設にスポットをあてていただき、ありがとうございます。(プレハブ) 仮設と比べると、ほぼ全く支援等がありませんでしたので。
- ・(プレハブ) 仮設では、いろいろな電気製品やお布団など物的な支援もあるようですが、私たちには全壊でも何もありません。ここ3日前より肌寒くなり、お布団や敷物が恋しく頭の中をよぎります。(プレハブ) 仮設だけでなく、みなし仮設にも同じ取り組みをお願いしたいと思います。
- ・人のうわさですが(中略)、みなしはマンションなど借りることができて贅沢をしている様な気になり、またそう思われるのではないかと勝手に思い込んで、少し悩んでいました。このご連絡をいただいて嬉しく涙が出ました。心強く過ごしていけます。

こうした記述からは、単に物的な支援の格差だけではなく、自分たちは見捨てられているのではないか、との感覚も強かったことがうかがえる。新たに始まった訪問支援や広報誌の配布などへの感謝の言葉も多く書かれていたが、その背景には、支援につながった、見捨てられていたのではなかった、という感覚もあるように思われる。

## 2.6 情報が入ってこないもどかしさ

支援格差とも重なるが、益城町から離れなかなか情報が入ってこないことへの不満やもどかしさ、そして、それゆえの訪問支援が始まったことへの期待や感謝なども、自由記述欄には書かれていた。自由記述から、いくつかを以下に紹介しよう。

- ・お手紙を読み、とても安堵しました。みなし仮設にいと町からの情報も仕入れにくく、似た状況の人と話したり、近所の人と話したりする機会もなかなかありません。町から忘れられているのではないか、という不安を抱えていました。
- ・「広報ましき」、益城町の回覧板、熊本地震被災者支援メニューの改定版等あったら送付して欲しいです。
- ・益城から離れましたので、情報が入らず、それが不安です。「広報ましき」の配布は心強いです。
- ・離れていると町の様子も出かけて行かないと分かりません。益城町の事、小さな事でも知りたいです。
- ・益城町の今後のビジョンが分からない状態で、自分自身の将来を決める事は非常に難しく思っています。他の被災者の方の様子、考え、動き、等々がわかれば判断材料にできるのでは、と思います。時々益城へ帰って自分なりに情報収集に努めてはいるのですが…。
- ・みなし仮設の為、益城町の復興状況が全くわかりません。特に、公費解体の進捗状況がわかりません。「広報ましき」があれば少々わかると思うのですが。
- ・支援は（プレハブ）仮設ばかりだと思っていました。家は全壊で住む所もなく、仕方なく熊本市に転居しています。益城町にいないので、情報がわからなくて困っていました。（中略）頑張って生活してきましたが、すべてをなくした分、必要最低限を揃えていく時に、現実 is 厳しいです。いろいろと複雑な思いを持っていましたが、私達にも目を向けて頂いて本当にありがたいです。また頑張れます。

物的な支援は、生活に必要な物資の提供だけでなく、つながっていること（見捨てられた存在では無いこと）を確認できる支援でもある。それと同じく、情報提供も生活に必要な制度や知識を提供するための手段であると同時に、つながりを維持し社会的孤立に陥らせないための支援でもあるだろう。

## 2.7 ふるさと益城町への思い

自由記述欄には、ふるさと益城町への思いも多数書かれていた。慣れない土地での不自由な生活の中で、故郷を懐かしく思うのは当然であろう。そうした思いのいくつかを以下に記しておく。

- ・(益城町にいたときは) 1人暮らしでしたが、近所の方々がとてもよい方ばかりでした。早く帰りたい。今は新しい家ができるのを楽しみに頑張っています。
- ・みなし仮設住宅に引越し、それまで近くにおられた方々となかなかお会いする機会がなくなりました。疎遠にならないためにも食事会などで交流が持てれば良いと思い、そのような機会があれば参加させて頂きたいと考えています。
- ・寂しくなったら益城の知り合いの所へ出掛けて行ったりします。みなし仮設に住んでいる人には、何の手も差しのべられないと思っていました。このお手紙を頂いて少しホッとしている所です。とてもうれしかったです。
- ・益城から離れてはいますが、気持ちは益城なので、お手紙をいただきうれしかったです。「広報ましき」送付もうれしかった。これからも情報をよろしくお願いします。
- ・震災後、26年間住んだ益城町を離れるときは涙が止まりませんでした。我が家が2年後益城に帰ることが出来るのか、帰る場所はあるのだろうかという不安でいっぱいです。先日久しぶりに益城町内を車で走ったのですが、見慣れた景色も変わり、一方ではまだ壊れたままの家がそのまま、辛かったです。(中略) 益城を離れた私たちにまでお心使いありがとうございます。また「広報ましき」をみられるのを楽しみにしています。
- ・できれば、もう一度、益城町で暮らしたいと思っています。回りに知人や友人もいなくて孤立感に苛まれていた時に暖かい便りが届き、ありがとうございました。
- ・私だけなら「広報ましき」はネットで見ますが、母が見るのに必要なので、送っていただけましたら助かります。中学の息子の送り迎えは本当に大変です。交通費もかかります。でも、また元のところに住みたいので今は無理して通学しています。長年住んでいた家、母にとっては人生最後の場所がなくなること(のつらさ)は言葉では言えません。

家を失うことは、単に住居を失うことだけではなく、生まれ育った土地への思い、記憶、



近隣関係などを喪失することでもある。そうした社会関係やコミュニティをつないでおくための支援も必要である。

### 3. 支援の方向性－「災害ケースマネジメント」と「もう一つのコミュニティ形成」

#### 3.1 災害ケースマネジメント（菅野 2015）

これまで見てきたように、熊本地震でのみなし仮設居住者は、収入減による経済的困窮、建物の解体や生活再建への不安、相談できる人の不在、情報の少なさ、プレハブ仮設との格差、ふるさとの喪失感や見捨てられ感など、さまざまな生活上の困難に直面していた。これらの困難は重なり合いながら負のスパイラルをなしてあらわれてくることも多いと思われる。

このようなみなし仮設居住者（ならびに避難者やプレハブ仮設居住者などの被災者）が恒久住宅へスムーズに移行でき安定した生活を送ることができるようになるためには、どのような仕組みが必要なのだろうか。支援開始後を扱った本特集所収の高木・稲月論文と本稿とをつなぐためにも、簡単にその方向性を示しておきたい。

第1に挙げられるのは、個人や世帯の状況に応じた包括的かつアウトリーチ型の相談支援体制の構築である。これはさまざまな支援制度と被災者とをつなぐ仕組みでもある。前節で示したとおり、調査に回答したみなし仮設居住者の約4分の1は震災によって主たる家計維持者の収入に変化が生じており、そのほとんどは失業、不安定雇用への転換、農作物の収量減などによる収入減であった。加えて自宅の解体や再建、ローンの支払いなどでさらなる経済的な負担を強いられる人もいた。このような事情もあって「相談したいこと」として「住居」を挙げた人は37.0%、「お金」「仕事」を挙げた人はそれぞれ12.0%、4.8%であった。

しかし、相談したいことがあった人のうち65.6%の人は相談していなかった。「頼りになる人」が「いない」人は28.8%であった。制度が申請主義と縦割りで運用されている中で、制度に「つなぐ」人の不在は大きな不利益をもたらす。自由記述欄にも、支援制度がよくわからない、情報が入ってこない、行政の窓口がばらばらでどこに行ったらよいかわからない、といったことが書かれていた。みなし仮設では原則として住み替えができないことを知らなかった人もいた。災害支援に特化した支援制度は平時における制度とは異なるため、被災者にはよく理解できないのも当然である。

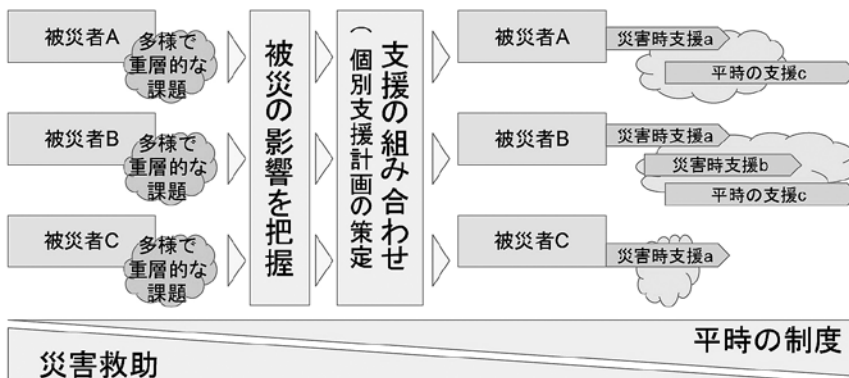
このような中で、多くの人が安定した住居の確保や将来の生活再建に大きな不安を抱え

ていた。「不安で眠れないことがある」と答えた人は20.4%、「漠然とした不安がある」と答えた人は45.0%にも上っていた。プレハブ仮設との支援格差から、自分たちは見捨てられていると感じていた被災者もいた。

発災後、窓口が混乱をきたすのは、仕方が無いことでもある。建物が損傷を受けている場合もあるし、行政職員も被災者である。制度運用に関して新たな指針などが次々に発令されフォローするのに手一杯ということもある。それゆえ、被災した人々の状況に応じた包括的なアウトリーチ型の相談支援体制を、平時において構築しておく必要がある。

このような仕組みとして、菅野拓は、日本版「災害ケースマネジメント」を提唱している<sup>17</sup> (菅野 2015)。菅野によれば「災害ケース・マネジメント・プログラム (DCMP, Disaster Case Management Program)」は、2005年のハリケーン・カトリーナとリタによる被災者支援の方策としてアメリカで実施されたものである。それは、アメリカ国防総省と非常事態庁がNGOに業務委託し「約3,000名のケース・マネージャーが被災者の生活再建に至るアクションプランを策定し、支援が行き届かない部分を明確化し、必要な支援に関する情報を被災者に提供するもの」であった (菅野2015:53)。

こうした取り組み (日本版災害ケースマネジメント) は、東日本大震災の際、仙台市において導入されたという。その特徴は、図2に示されているように「①個別世帯の状況に応じて伴走型で必要な支援が行われる、②多様な主体が連携し平時施策も含めた多様な支援メニューが組み合わされる」というものである (菅野 2017:183)。①についてはNPO法人抱樸によって提唱されている「伴走型支援」モデル (奥田 2014) と似た仕組みである。



出典：(菅野 2017:184)

図2 被災者生活支援における『災害ケースマネジメント』モデル

菅野は、この災害ケースマネジメントモデルの重要な点として「災害を災害の制度だけで乗り越えるのではなく、平時の諸制度との連続性をもって乗り越えること」を挙げている（菅野 2017:183）。被災者が生活困窮状況に置かれていることを考えれば、生活困窮者自立支援法などの平時の施策と災害救助法など災害時の法制度とを組み合わせることは、菅野が述べる通り、理にかなったものと言えよう。

なお、「災害ケースマネジメント」は、その後、他の地域にも広がっていった。熊本地震においても、菅野らのアドバイスもあり熊本市や益城町などで「地域支え合いセンター」として実現している。なお、益城町の地域支え合いセンターからみなし仮設住宅居住者への見守り支援を受託したのが、よか隊ネット熊本であった。

### 3.2 もう一つのコミュニティ形成（齊藤 2019）

第2に、みなし仮設住民のコミュニティ形成に向けた支援である。これは、①被災者同士をつなぐ仕組み、②被災者と発災前に住んでいた故郷とをつなぐ仕組み、③子育て支援や発達障がいなど特定の社会問題を支援テーマとした自助グループの形成といった3つに分けられるだろう。もちろん、これらは重なり合うものである。みなし仮設居住者の場合、故郷（以前のコミュニティ）から離れている人も多いことを考えれば、「もう一つのコミュニティ」「仮住まいの形態によらないコミュニティ」の形成（齊藤 2019）に向けた支援とも言えよう。

みなし仮設居住者への調査では、自由記述欄にふるさと益城町への望郷の思いを書いていた人も多くいた。そうした思いが、プレハブ仮設との支援格差への不満や見捨てられ感とセットになっていることもあった。また「疎遠にならないためにも食事会などで交流がもてれば良い」「寂しくなったら益城の知り合いの所に出かけて行ったりします」との記述もあった。しかし、さまざまな事情で交流の機会や知り合いのところにしかける機会が持てない人たちもいる。社会的孤立や孤立感を防ぐためにも、単に支援制度につながりだけでなく、人々をつなぐ仕組みも必要である。

齊藤康則によれば、東日本大震災の際、仙台市内のほぼすべての仮設団地で自治会が結成されたのとは対照的に、みなし仮設居住が独自にグループを結成したケースはきわめて少なかった。その理由として、齊藤は「『みなし仮設』がプレハブ仮設の集会室のような活動拠点を欠いており、かりに彼ら彼女らが＜支援格差＞を感じたとしてもニーズを集合化するハードル自体が高かった」ことを挙げている（齊藤 2019:137）。しかし、そうした

制約がある中でも、みなし仮設入居者のサークル、同郷サロン、自助グループなどは叢生していた。齊藤は、そのような団体の活動や展開について調査し、その課題と可能性について述べている。その上で、彼は〈見えな被災者〉を包摂していく仕組みとして「社会教育施設、保健福祉施設など一定の空間に立地し、〈見えな被災者〉にとってランドマークとなりうる既存施設の運営主体（行政・社協・NPOなど）が情報供給を図りながら多重多層のセーフティネットを構築し、そこに被災者自身がアクセスできる仕組みを創出する必要がある」という（齊藤 2019:152）。熊本地震の際によか隊ネット熊本が取り組んだ「つながる広場」や「つながるカフェ」といった同郷コミュニティ支援、そして既存の支援団体と連携して行った「ママさん爆睡ツアー」や「発達障害／ADHD特性等のある方への熊本地震後のお部屋片付け大作戦」などのネットワーク型支援は、そのような事業としても位置づけられるだろう（「つながる広場」と「つながるカフェ」については本特集の高木・稲月論文で紹介する）。その総括は、先に挙げた災害ケースマネジメントの総括とともに、今後の課題である。

[付記] 本稿は「分極化する都市空間におけるレジリエントな地域再成と包容力のある都市論の構想」（基盤研究(B), 課題番号18H00773, 研究代表者 水内俊雄, 2018～2020年度）による研究成果の一部である。

---

(注)

- <sup>1</sup> 仮設住宅には「建設型応急住宅」と「賃貸型応急住宅」がある。このうち、市が民間賃貸住宅を借上げて提供するものが「賃貸型応急住宅」、すなわち「みなし仮設」である。熊本市の場合、入居条件は、(1) 発災時、熊本市に住所を有する人、(2) 当該災害による住居の全壊（大規模半壊を含む）の人や半壊の中でも一定の条件を満たす人である。原則として、世帯人数が4人以下の場合は、家賃上限は6万円、世帯人数が5人以上の場合は9万円である。なお、提供期間は2年間である（ただし、一定の要件を満たす人には供与期間の延長が認められている）。基本的には2年間の契約満了と同時に退去となるが、貸主の了解が得られれば、個人契約（通常の入居者と貸主の賃貸借契約）も可能となっている（熊本市 2020）。
- <sup>2</sup> そのほか被災状況にかかわる特徴として、①車中避難者の多さ、②災害関連死の多さ（2021年3月時点で熊本県内での死者273名のうち218名（熊本県 2021））なども挙げられる。なお、車中避難者の生活状態等については（稲月 2018）を参照のこと。
- <sup>3</sup> 内閣府によれば、今後起こるとされる「首都直下地震」では94万戸、「南海トラフ地震」では205万戸（東日本大震災の際の16倍超）の仮設住宅が必要であるという（『朝日新聞』2017.11.27朝刊）。その場合、大量の「みなし仮設」居住者が発生すると思われる。また、同記事によれば、国は個人の所有する空き家の活用も進める考えだというが、それらは「みなし仮設」として提供されると思われる。
- <sup>4</sup> 東日本大震災において「みなし仮設」は、当初、プレハブ仮設の建設が遅れた場合の「補完的措置」という位

- 置づけで、宮城県では2000戸程度の提供しか想定していなかったが「被災者が自分で見つけて契約した物件でも適用を認めるとする国の通知がでたことから借り上げ申請が殺到し、想定外の10倍以上となったという(岡田 2015:32-3)。齊藤康則によれば、住宅復興が「複線型」となったのは、災害救助法の弾力的運用による予期せざる結果であった(齊藤 2019:132)。
- <sup>5</sup> 米野史健によれば、東日本大震災(2011年3月)の際、仮設住宅への入居時期は「借上型は4月までが累積3～4割、6月で7～8割になるのに対し、建設型では4月はわずか6月でも5割、8月によりやく8割に達する状況」だったという(米野 2015:28)。ただし、入居時の審査や保証人の不在などによって「平時から賃貸住宅の確保が難しい社会的弱者等がみなし仮設から排除される傾向」もある(菅野 2017:181)。
- <sup>6</sup> 別の資料によれば、宮城県で「プレハブ仮設」を1戸建設するのに要したコストは730万円であったのに対し、「4名まで入居できる3LDKの『みなし仮設』を5年間借り上げたとしても500万円前後にまで費用を圧縮することができる」という(齊藤 2019:133 / 『朝日新聞』2012.1.28 夕刊)。
- <sup>7</sup> 同時に、齊藤(2019:154)では、同質的な人々から構成される「サークル形成型コミュニティ」がもつ「閉鎖性・排他性・相互監視」といった問題点(長谷川ほか 2007)が紹介されている。
- <sup>8</sup> 2012年調査の回収率は53.0%(郵送による調査票配布数2581、回収数1369)、2014年調査の回収率は37.1%(配布数2164、回収数802)であった。調査概要については詳しくは(菅野 2015)を参照のこと。
- <sup>9</sup> 紙幅の関係から制度や制度運用面での課題についてはここでは触れない。詳しくは(重川ほか 2015)(松川ほか 2017)(菅野 2012)(菅野 2015)などを参照のこと。
- <sup>10</sup> 熊本県内の地域支え合いセンターは、熊本地震や令和2年7月豪雨での被災者への見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う拠点である。被災者が生活再建に向けて安心した日常生活を送ることができるようになることを目的として設置された。各センターには「生活支援相談員」等の職員が配置され、プレハブ仮設、みなし仮設、在宅などの被災者宅を巡回訪問し、専門機関などと連携しながら様々な相談や困りごとに対応している。また、集会所でのサロン活動などのコミュニティ・交流の場づくりの支援も行っている(熊本県 2020)。
- <sup>11</sup> よか隊ネット熊本は、熊本地震の被災者支援を目的とした80以上の加盟団体からなるネットワークグループである。前身は、熊本地震の本震直後に設立された「ところをつなぐよか隊ネット」で、活動は「共同型事業(地元団体の支援活動の応援を通じて被災者を支援する)」と「本体事業(よか隊ネットが主体となり加盟団体とも協働しながら行う事業)」からなる。2017年4月に一般社団法人となった。2016年10月より益城町地域支え合いセンターのみなし仮設居住者への見守り支援事業を受託していたが、その後その部門が分離独立して2018年5月に一般社団法人 minori となった。詳しくは本特集所収の高木・稲月論文を参照のこと。
- <sup>12</sup> 震災4年目を迎えた2020年3月末時点でも、応急仮設住宅への入居者は3,122人(1,296世帯)である。2016年3月末の16,519人(7,304世帯)からは大幅に減ったものの、依然として多くの人が仮住まいを強いられている。そのうちみなし仮設居住者は1,689人(687世帯)で、応急仮設住宅入居者の54.1%を占めている。なお、市町村別に見ると、応急仮設住宅全体での入居者数が最も多いのは益城町で、1,458人(648世帯)であった(『熊本日日新聞』2020.4.11 配信)。
- <sup>13</sup> 自由記述の記事にあたっては、個人情報に関わることは削除している。また、内容や文意が変わらないよう配慮しながら、冗長な箇所をカットしたり文言を修正したりした。以下も同じである。
- <sup>14</sup> 調査票はA4用紙1枚で、質問文はその両面に印刷されていたが、表面の最後にもお答えください」等の指示が無かったためか、裏面の質問に全く答えていなかった人が61名おられた。ここでの「頼れる人がいるかどうか」や「相談したいこと」に関する質問文も裏面に置かれた質問である。そのため、これらの質問の集計はその61名を除いた292名について行った。
- <sup>15</sup> 熊本県がみなし仮設住宅などで暮らす人を対象に行った健康調査(2017年7月)によれば、地震後に「あまり眠れなくなった」と訴える人は、同時期の県民調査結果(11.9%)の3倍近い33.4%に上っていた。体調が「あまり良くない」「悪い」と答えた人は計28.5%(県民調査20.1%)、「家の中で過ごすことが増えた」人は33.8%(同15.2%)いた。飲酒量や喫煙本数も県民調査の結果より多く、ストレスの強さもうかがえるという。また、過去1年の健康診断や人間ドックの未受診者は42.2%(同24%)、高血圧など持病を治療していない人は15.5%であった。理由として被災による転居などで「かかりつけの医療機関が遠くなった」は15.9%であった(『毎日新聞』2017年12月25日配信)。
- <sup>16</sup> 岡田広行によれば、東日本大震災においても「仙台市内のみなし仮設住宅では、比較的豊かな所得層が転居し、貧困が固定化しつつある」状況が見られたという(岡田 2015 42)。
- <sup>17</sup> もちろん「災害ケースマネジメント」はみなし仮設居住者への支援に限られるわけではなく、すべての被災者を対象とするものである。

## 熊本地震におけるみなし仮設住宅居住者の生活問題

### 文献

- Durkheim,E., 1897, *Le Suicide*, Paris: Alcan. 宮島喬訳 1985『自殺論』中央公論社.
- 長谷川崇・岩佐明彦・新海俊一・篠崎正彦・安武敦子・小林健一・宮越敦史, 2007,「応急仮設住宅における居住環境改変とその支援－『仮設カフェ』による実践的研究」,『日本建築学会計画系論文集』622号, 9-16.
- 稲月正, 2018,「熊本地震における車中避難の選択理由と生活上の困難」,『西日本社会学会年報』,第16号, 5-19.
- 熊本県,2020,「『地域支え合いセンター』の活動について」,熊本県ホームページ,(2021年2月27日取得, <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/4744.html>).
- , 2021,「平成28(2016)年熊本地震等に係る被害状況について【第310報】」,熊本県ホームページ,(2021年2月27日取得, <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/129204.pdf>).
- 熊本市, 2020,「民間賃貸住宅の借上げ(みなし仮設)について」,熊本市ホームページ,(2021年1月8日取得, [https://www.city.kumamoto.jp/hpKjii/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=12575&e\\_id=21](https://www.city.kumamoto.jp/hpKjii/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12575&e_id=21)).
- 米野史健, 2015,「借り上げ(みなし)仮設住宅(連載 震災復興ブレイクスルー⑭)」,『建築雑誌』,No.1667, 28-9.
- 松川杏寧・佐藤翔輔・立木茂雄, 2017,「仮設住宅供給方式の選択がすまいの再建に与える影響に関する研究－名取市現況調査2年分のデータをもとに」,『地域安全学会論文集』,No.30, 1-12.
- 岡田広行, 2015,『被災弱者』,岩波書店.
- 奥田知志, 2014,「伴走の思想と伴走型支援の理念・仕組み」,奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援』,明石書店, 42-98.
- 齊藤康則, 2019,「もう一つのコミュニティ形成－『みなし仮設』と『同郷サロン』から考える仙台の復興」,吉野英岐・加藤眞義編『震災復興と展望－持続可能な地域社会をめざして』,有斐閣,128-156.
- 重川希志依・田中聡・河本尋子・佐藤翔輔, 2015,「借上げ仮設住宅施策の住宅再建に関する考察－恒久への円滑な移行を目的とした住環境の分析」,『住総研研究論文集』,No.41, 145-156.
- 菅野拓, 2012,「東日本大震災避難世帯の被災1年後の状態と生活再建への障壁－仙台市の応急仮設住宅入居者へのアンケートに見る生活・居住・就労」,『貧困研究』,No.9, 86-108.
- , 2015,「東日本大震災の仮設住宅入居者の社会経済状況の変化と災害法制の適合性の検討－被災1・3年後の仙台市みなし仮設住宅入居世帯調査の比較から」,『地域安全学会論文集』No.27, 47-54.
- , 2017,「借上げ仮設を主体とした仮設住宅供与および災害ケースマネジメントの意義と論点－東日本大震災の研究成果を応用した熊本市におけるアクションリサーチを中心に」,『地域安全学会論文集』,No.31, 177-186.

